

平成12年（ネ）第514号  
控 訴 人 社会保険診療報酬支払基金  
被 控 訴 人 外 川 正  
2001年10月9日  
右被控訴人訴訟代理人  
弁 護 士 佐 々 木 良 博  
仙台高等裁判所第3民事部 御 中

証拠説明書

甲21号証

標目：だれのための歯科医療か（ザ・クインテッセンス1987. vol. 6 N07）

立証趣旨：P1型治療が普及しなかった事実及びその原因

原本・写し：写し

甲22号証

標目：ザ・クインテッセンス1987. vol. 6 N07

立証趣旨：P1型治療が普及しなかった事実及びその原因

原本・写し：写し

甲23号証

標目：P1型とP2型の歯周治療項目の比較（作成者被控訴人）

立証趣旨：P1型とP2型の歯周治療項目の比較並びに治療計画書に基づかなければ保険点数が算定されない治療項目について

原本・写し：原本

甲24号証

標目：P1型歯周治療に認められている診療項目と本件治療の状況（作成者被控訴人）

立証趣旨：P1型歯周治療に認められている診療項目と本件において被控訴人が実施し診療報酬が算定されている治療の内容・状況

原本・写し：原本

甲25号証

標目：歯周関係疑義解釈（日本歯科医師会雑誌38巻8号）

立証趣旨：疑義解釈により、メタルコアの装着と平行して歯周治療を行なうことが認められている事実

原本・写し：写し

甲26号証

標目：保険医のための最新歯周治療システム（デンタルダイヤモンド増刊号vol15. N09）

立証趣旨：治療計画書が、「疑義解釈により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めればよいわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きで

もよいことになった」事実

原本・写し：写し

甲27号証

標目：ザ・クインテッセンス1987. vol. 6 N07

立証趣旨：P 1型治療が普及しなかった事実及びその原因

原本・写し：写し

甲28号証

標目：歯周治療を成功させるには（日本歯科医師会雑誌41巻8号）

立証趣旨：P 1型治療が普及しなかった事実及びその原因

原本・写し：写し

甲29号証

標目：社会保険請求における歯周治療

立証趣旨：P 1型が廃止された原因

原本・写し：写し

甲30号証

標目：保険医のための最新医療システム（デンタルダイヤモンド増刊号1996. vol. 21 N0289）

立証趣旨：P 1型が廃止された原因

原本・写し：写し